

随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

1 対象契約

令和2年度上半期（4月～9月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入，賃借，委託等）

2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

財務課契約窓口でも閲覧に供しています。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表（令和２年度上半期）

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和2年4月1日	東西線信号設備保守管理業務委託	237,600,000	企画総務部 財務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	烏丸線信号設備保守管理業務委託	211,200,000	企画総務部 財務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	ホームドア設備保守管理業務委託	189,200,000	企画総務部 財務課	川崎重工業株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	建築・機械設備監理業務委託	99,330,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）	96,360,000	企画総務部 財務課	菱電商事株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	東西線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）	85,360,000	企画総務部 財務課	菱電商事株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その１）	70,963,200	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和2年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（鞍馬口駅ほか）	63,635,000	企画総務部 財務課	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託	58,300,000	企画総務部 財務課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託	46,640,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（国際会館駅ほか）	42,350,000	企画総務部 財務課	東芝エレベータ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約一覧表（令和２年度上半期）

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和2年4月1日	バス運行総合システム実績収集系機器の保守	39,780,400	企画総務部 財務課	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和2年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（五条駅ほか）	38,918,000	企画総務部 財務課	日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年4月1日	高速鉄道電力設備監理業務委託	36,960,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（丸太町駅ほか）	34,496,000	企画総務部 財務課	株式会社日立ビルシステム 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年4月1日	烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託	31,130,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務	29,799,000	企画総務部 財務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年4月1日	I T V設備保守管理業務委託	29,040,000	企画総務部 財務課	東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年4月1日	運行管理設備保守管理業務委託	26,037,000	企画総務部 財務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年4月1日	可動式ホーム柵設備保守管理業務委託	25,575,000	企画総務部 財務課	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年4月1日	高速鉄道昇降機設備監理業務委託	24,200,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年4月1日	電子計算機設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その2）	23,893,716	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和２年度上半期）

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和2年4月1日	無線型バスロケーションシステム保守管理業務	19,996,900	企画総務部 財務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（今出川駅ほか）	19,338,000	企画総務部 財務課	フジテック株式会社 近畿統括本部 京滋支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	バス運行総合システム〔実績収集系〕の機器保守及び通信回線維持管理業務	17,644,308	企画総務部 財務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	東西線高速車両保守及び作業監理業務委託	15,620,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	列車無線電話設備保守管理業務委託	15,290,000	企画総務部 財務課	八幡電気産業株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（保安）	13,750,000	企画総務部 財務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	東西線高速車両全般検査，重要部検査（保安）	11,880,000	企画総務部 財務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	I T V 画像伝送設備保守管理業務委託	11,770,000	企画総務部 財務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	バス I C カードシステム社局サーバ運用保守	11,174,460	企画総務部 財務課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借	10,983,522	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	人事給与システム運用保守管理業務	10,956,000	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約一覧表（令和２年度上半期）

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和2年4月1日	ドライブレコーダー保守点検業務	9,235,600	企画総務部 財務課	クラリオンセールスアンドマーケ ティング株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	バスＩＣカードバスサーバ保守業務	8,665,800	企画総務部 財務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務	6,712,200	企画総務部 財務課	公益財団法人京都高度技術研 究所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	京都市交通局財務会計システム及び契約管理システム保守管理業務	6,499,515	企画総務部 財務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	料金センター精算システム保守業務	5,986,200	企画総務部 財務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	クレジット決済支援サービス委託	7,920,000	営業推進室	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	市バス車両清掃業務及び市バス・地下鉄広告物等脱着業務	102,509,049	営業推進室	一般社団法人京都市交通局協 力会	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	観光情報誌「おふたいむ」製作業務	7,194,000	営業推進室	株式会社ひでみ企画	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	Kotochika(コトチカ)の運営管理等に係るアドバイザー業務委託	11,000,000	営業推進室	株式会社メトロプロパティーズ	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”業務	45,000,000	自動車部 運輸課	一般社団法人京都市交通局協 力会	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託	19,668,000	自動車部 運輸課	一般社団法人京都市交通局協 力会	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約一覧表（令和２年度上半期）

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和2年4月1日	管理の受委託（錦林京都）	841,876,200	自動車部 営業課	京都バス株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	管理の受委託（梅津ジェイアール）	1,474,962,500	自動車部 営業課	西日本ジェイアールバス株式会 社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	管理の受委託（洛西近鉄）	1,503,696,700	自動車部 営業課	近鉄バス株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	管理の受委託（横大路阪急）	1,528,171,700	自動車部 営業課	阪急バス株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	管理の受委託（横大路エムケイ）	305,406,200	自動車部 営業課	エムケイ株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	京都市高速鉄道駅職員業務委託（東西線）	2,086,114,078	高速鉄道部 運輸課	日本通運株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	ICカード社局サーバシステム運用保守業務委託	15,180,000	高速鉄道部 電気課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	大型ノンステップバス(売却)	44,287,645	自動車部 技術課	株式会社リアライズコーポレー ション	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月1日	大型ノンステップバス(リース)	24,552,000	自動車部 技術課	株式会社リアライズコーポレー ション	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月8日	高速鉄道烏丸線五条駅昇降機設備部分更新工事 （エスカレーター）	319,990,000	企画総務部 財務課	日本オーチス・エレベータ 株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年4月10日	東西線５０系車両台車枠修繕業務	10,230,000	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材 事業第二部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約一覧表（令和２年度上半期）

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和2年4月21日	契約管理システム機器更新等業務	17,380,000	企画総務部 財務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年6月4日	高速鉄道烏丸線北山駅ほか電気室変圧器修繕業務委託	8,987,000	企画総務部 財務課	日新電機株式会社 京都営業部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年6月18日	高速鉄道烏丸線レール削正工事	21,450,000	企画総務部 財務課	近鉄軌道エンジニアリング株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第７号
令和2年7月9日	京都市高速鉄道レール及び溶接部探傷検査業務委託	14,300,000	企画総務部 財務課	近鉄軌道エンジニアリング株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年7月9日	高速鉄道烏丸線可動式ホーム柵予備品購入	7,535,000	企画総務部 財務課	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年7月13日	東西線５０系車両用車輪（第１０編成）	24,734,160	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年7月17日	市バス定期券面変更対応改修業務委託	7,205,000	企画総務部 財務課	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年8月18日	烏丸線１０系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座改造業務（第１９編成）	5,035,756	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年8月20日	十条駅他中央監視盤	37,620,000	企画総務部 財務課	ハピネスデンキ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第２号
令和2年8月20日	高速鉄道東西線油圧作業台付作業車車輪ほか修繕	11,088,000	企画総務部 財務課	草野産業株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年8月21日	烏丸営業所及び錦林出張所立体駐車装置修繕作業	6,270,000	企画総務部 財務課	IHI運搬機械株式会社 京都サービスセンター	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約一覧表（令和２年度上半期）

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和2年8月25日	ツインオートリフト部分更新	7,738,500	企画総務部 財務課	株式会社大黒商会	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年8月26日	烏丸線１０系車両及び東西線５０系車両抗ウイルス・抗菌加工業務	21,587,500	企画総務部 財務課	株式会社龍村美術織物 関西店	地方自治法第１６７条の２第１項第５号
令和2年8月31日	烏丸線列車無線設備更新工事その４	97,152,000	企画総務部 財務課	八幡電気産業株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年9月2日	バス運行総合システム（実績収集系）新規構築業務委託（その５）	270,490,000	企画総務部 財務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和2年9月2日	バス運行総合システム（実績収集系）新規構築業務委託（その６）	263,890,000	企画総務部 財務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和2年9月9日	バス運行総合システム［事務処理系］改修作業	85,616,300	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和2年9月10日	東西線５０系車両用車輪（第１１編成）	24,583,680	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和2年9月16日	高速鉄道烏丸線十条駅昇降機設備部分更新工事（エスカレーター）	50,050,000	企画総務部 財務課	株式会社日立ビルシステム 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線信号設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
237,600,000円
- 7 契約内容
高速鉄道東西線の信号設備の維持管理（緊急保守及び保守管理）及び定期整備検査（定期検査、精密検査）
- 8 随意契約の理由
信号設備は、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。そのシステムを構成するATC装置等は、極めて特殊な設備であり、現行の信号保安設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、信号保安設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。
従って、六地藏～太秦天神川間及び醍醐車庫の信号保安設備工事を施工した上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
鳥丸線信号設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
211,200,000円
- 7 契約内容
高速鉄道東西線の信号設備の維持管理（緊急保守及び保守管理）及び定期整備検査（定期検査、精密検査）
- 8 随意契約の理由
信号設備は、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。そのシステムを構成するATC装置等は、極めて特殊な設備であり、現行の信号保安設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、現行の信号保安設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。
従って、国際会館～竹田間及び竹田車両基地の信号保安設備工事を施工した上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ホームドア設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
189,200,000円
- 7 契約内容
高速鉄道東西線のホームドア設備を常に最良の状態に維持するため、点検、保守、修繕及び緊急対応等の総合的な管理業務を行うもの。
- 8 随意契約の理由
ホームドア設備は、地下鉄車両の停車及び発車に合わせ、ホームドアの開閉動作を安全に行う駆動装置や制御装置等から構成されており、乗客の安全を確保し、列車の定時運行を行うための極めて重要な設備である。
各装置や電子機器等それぞれの管理業務を行うものは複数存在するが、ホームドア設備全体の品質管理を一括して行うことができるとともに、緊急対応の体制が整備されている唯一の業者は、ホームドア設備を施工した川崎重工業のみであるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
建築・機械設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
99,330,000円
- 7 契約内容
別途契約される高速鉄道施設の建物や機械設備，烏丸営業所の機械設備の保守管理業務を統括し，保守業者への指示，指導を行い，地下鉄及び市バスの営業に係る建物や機械設備の安全管理，保守業務の工程管理，緊急時の対応等，常に旅客の安全を最優先にしつつ交通局関係各所と日常的に連絡調整を行うもの。
- 8 随意契約の理由
業務の実施においては，複数の点検業者を取りまとめ，駅や市バスの業務の実態に即した統一的な安全管理，工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。
建物や機械設備それぞれの管理業務を行うものは他にも存在するが，上記業者は，鉄道施設及び市バス営業所の建物や機械設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5 1 菱電商事京都ビル4 F
菱電商事株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
96,360,000円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の全般検査及び重要部検査（制御，ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に履行されなければならない。車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
烏丸線高速車両（10系車両）の制御装置及びブレーキ装置は，三菱電機株式会社が10系車両用に特別に設計，製作したものであり，三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細がわからず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局向けの車両用電機部品の販売及び車両用機器の改造・修繕・点検整備に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5 1 菱電商事京都ビル4 F
菱電商事株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
85,360,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（制御，ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に履行されなければならない。車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
東西線高速車両（50系車両）の制御装置及びブレーキ装置は，三菱電機株式会社が50系車両用に特別に設計，製作したものであり，三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細がわからず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局向けの車両用電機部品の販売及び車両用機器の改造・修繕・点検整備に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その１）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町３－１ グランフロント大阪タワーＢ
日本ユニシス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
70,963,200円
- 7 契約内容
機械設備等の賃借及び保守
- 8 随意契約の理由
UNISYS-CS4250D型電子計算機械設備及びオペレーティングシステムを含むライセンスプログラム群（以下「プロダクト」という。）は上記業者のものであり、上記業者以外のものがプロダクトを提供することはできない。
プロダクトは排他的権利の対象にあたり、電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービスを行えるのは、上記業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（鞍馬口駅ほか）

2 契約担当課
企画総務部財務課

3 契約締結日
令和2年4月1日

4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）
63,635,000円

7 契約内容
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。特に、事故及び故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識及び技術が必要不可欠となる。この際、定期点検及び修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて系列会社である三菱電機（株）の製造であるため、上記業者が唯一、迅速かつ的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故及び故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明及び対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。

これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている三菱電機ビルテクノサービス（株）と一者随意契約を行うものである。

9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
三菱電機株式会社の昇降機部門の保守と部品供給を行う関連会社であるため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NEC ネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
58,300,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線，東西線に設置されている，有線電話及び情報伝送路設備の保守管理
- 8 随意契約の理由
当該業務は，各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し，当該設備に関わる高度な知識・技術を必要とするため，他の業者では履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
46,640,000円
- 7 契約内容
別途契約する高速鉄道烏丸線及び東西線の駅電気設備，駅弱電設備，駅出改札設備ほかの保守業務について旅客や運行に対する安全を確保しつつ，監理業務を行うもの。
- 8 随意契約の理由
当該設備は，いずれも鉄道営業や旅客の安全に直接，影響を及ぼす設備であり，業務の実施においては，複数社からなる点検業者を取りまとめて駅の営業実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。
上記業者は，長年にわたり鉄道電気設備の一括した保守業務に携わっており，一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが，全ての業務を一括して調整監理できる者は上記業者に限られるため，上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（国際会館駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43
東芝エレベータ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
42,350,000円
- 7 契約内容
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理
- 8 随意契約の理由
本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応、障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。特に、事故、故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識、技術が必要不可欠となる。この際、定期点検、修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、上記業者が唯一、迅速、的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故、故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。
これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている、東芝エレベータ（株）と一者随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム実績収集系機器の保守
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西社
- 6 契約金額（税込み）
39,780,400円
- 7 契約内容
バス運行総合システム実績収集系機器の保守を行う。
- 8 随意契約の理由
稼働中のシステムに支障を生じさせることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトの構成に関しても、把握している必要がある。
この条件を満たし、本システムに係る特許を使用する権利を有する者は上記業者しかいないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（五条駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽大物町2-8
日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
38,918,000円
- 7 契約内容
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理
- 8 随意契約の理由
本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応、障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。特に、事故、故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識、技術が必要不可欠となる。この際、定期点検、修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、上記業者が唯一、迅速、的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故、故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。
これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている、日本オーチス・エレベータ（株）と一者随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道電力設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
36,960,000円
- 7 契約内容
別途契約する高速鉄道電力設備定期検査業務委託の保守業務について鉄道運行に対する安全を確保しつつ、監理業務を行うもの。また、各変電所の日常点検を行うもの。
- 8 随意契約の理由
当該設備は、鉄道運行に必要な不可欠な信号設備や電車に電力供給するものであり、いずれの業務も終電後の限られた時間の中で行われ、遅延やミスによる停電は許されない条件の下、多数に渡る業者が施工した電力設備相互の関係を把握し、鉄道運行の実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。
上記業者は、長年にわたり鉄道電力設備の一括した保守業務に携わっており、一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが、全ての業務を一括して調整監理できる者は上記業者に限られるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（丸太町駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
34,496,000円
- 7 契約内容
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理

8 随意契約の理由

本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。特に、事故及び故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識及び技術が必要不可欠となる。この際、定期点検及び修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、上記業者が唯一、迅速かつ的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故及び故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明や対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。

これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている、（株）日立ビルシステムと一者随意契約を行うものである。

- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
31,130,000円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の保守及び作業監理業務委託
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応できることが必要である。
したがって、各装置個別の業務管理を行うことができる者は他にも存在するが、本業務に必要な烏丸線10系車両の知識、監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,799,000円
- 7 契約内容
インターネット型バスロケーションシステムの定期点検，整備，障害復旧や機器の修理等
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のシステムは，上記業者が独自に開発・運営しているものであり，詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また，その内容は第三者には公開されていないことから，上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
I T V設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区本町四丁目2番12号
東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
29,040,000円
- 7 契約内容
烏丸線，東西線のI T V設備の定期点検及び故障時対応等の保守管理
- 8 随意契約の理由
当該業務は，各機器と設備全体のシステム構成を十分に把握し，本設備に関わる高度な知識・技術を必要とするため，他の業者では履行することは出来ないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本設備は，株式会社東芝及び東芝特機電子株式会社（現 東芝通信インフラシステムズ株式会社）が製作し施工したものであり，保守管理は株式会社東芝の関連会社である東芝通信インフラシステムズ株式会社が専門で行っているため上記業者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
運行管理設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
26,037,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線の運行管理設備に係る運用保守業務（点検整備業務，障害対応業務を含む。）
- 8 随意契約の理由
運行管理設備（以下「本設備」という。）は，列車の安全を確保する信号保安設備などの関連諸設備と密接に連携することで列車運行の制御・管理を行う極めて特殊な設備である。
本設備の点検整備に必要な知識・技術は本設備及び関連諸設備を含む列車運行全般に関わる高度なものが要求されるため，本設備の製作・施工を行った者が適切な保守を行わなければ，本設備のみならず関連諸設備を含むシステムとしての障害につながり，列車運行に遅延，停止，運休などの重大な影響を与えることになる。
従って，本設備を製作・施工した上記業者でなければ本業務を履行することはできないため，上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
可動式ホーム柵設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
25,575,000円
- 7 契約内容
烏丸線3駅（烏丸御池，四条，京都）に設置している可動式ホーム柵の保守点検，整備，修繕，緊急対応を行う。
- 8 随意契約の理由
可動式ホーム柵設備は，地下鉄車両の停車及び発車に合わせ，可動式ホーム柵の開閉動作を安全に行う駆動装置や制御装置等から構成されており，乗客の安全を確保し，列車の定時運行を行うための極めて重要な設備である。
各装置や電子機器等それぞれの管理業務を行うものは複数存在するが，可動式ホーム柵設備全体の品質管理を一括して行うことが可能であり，緊急対応の体制が整備され，可動式ホーム柵を製作した三菱電機より，可動式ホーム柵の保守担当会社に指定されている唯一の業者は，三菱電機ビルテクノサービスのみであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道昇降機設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,200,000円
- 7 契約内容
別途契約する高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務に対する監理
- 8 随意契約の理由
本業務は、別途契約される公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧が、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことなく円滑に実施できるよう監理調整を図るものである。
業務の実施においては、複数の点検業者を取りまとめて駅業務の実態に即した統一した安全管理、工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。昇降機設備それぞれの管理業務を行うものは他にも存在するが、上記業者は、鉄道設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため、上記の業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
電子計算機設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その２）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町３－１ グランフロント大阪タワーＢ
日本ユニシス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
23,893,716円
- 7 契約内容
機械設備等の賃借及び保守
- 8 随意契約の理由
本契約における電子計算機設備及びライセンスプログラム（以下「電子計算機設備等」という。）は、上記業者が独自に開発したバス運行総合システム（事務処理系）を稼働させるための設備であり、上記業者以外に本システムを稼働するための設備構築を行える者はいない。また、電子計算機設備等は上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有し、その内容は第三者に公開されていないため、上記業者以外の者が保守サービスを行うことができない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
無線型バスロケーションシステム保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,996,900円
- 7 契約内容
無線型バスロケーションシステムの機器の定期点検整備，障害復旧や機器の修理等の保守管理
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のシステムは，上記業者が独自に開発・運営しているものであり，詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また，その内容は第三者には公開されていないことから，上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（今出川駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町8番地京都恒和ビル
フジテック株式会社 近畿統括本部 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
19,338,000円
- 7 契約内容
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理
- 8 随意契約の理由
本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応、障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあってはならない。特に、事故、故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識、技術が必要不可欠となる。この際、定期点検、修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、上記業者が唯一、迅速、的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故、故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。
これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている、フジテック（株）と一者随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム〔実績収集系〕の機器保守及び通信回線維持管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区城見一丁目4番24号
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
17,644,308円
- 7 契約内容
バス運行総合システム〔実績収集系〕の機器保守及び通信回線の維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由
バス運行総合システム〔実績収集系〕は、上記業者が独自に設計、構築したものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有していることから、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行できるのは、上記業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,620,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の保守及び作業監理業務委託
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応できることが必要である。
したがって、各装置個別の業務管理を行うことができる者は他にも存在するが、本業務に必要な東西線50系車両の知識、監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
列車無線電話設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目5番10号梅田パシフィックビルディング7F
八幡電気産業株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
15,290,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線，東西線に設置されている列車無線電話設備の保守管理
- 8 随意契約の理由
列車無線電話設備（以下，「本設備」という。）は，列車と運転指令所間との電話連絡を行うための設備である。
当該業務は，本設備各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し，本設備に関わる高度な知識・技術を必要とするため，本設備を製作し施工を行った八幡電気産業株式会社でなければ履行することができない。従って，上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（保安）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
13,750,000円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は，鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び京都市高速鉄道安全管理規程並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に履行されなければならない。車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
烏丸線高速車両（10系車両）の保安装置は，株式会社日立製作所が10系車両用に特別に設計，製作したものであり，株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細がわからず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両全般検査，重要部検査（保安）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
11,880,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に履行されなければならない。車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
東西線高速車両（50系車両）の保安装置は，株式会社日立製作所が50系車両用に特別に設計，製作したものであり，株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細がわからず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
I T V画像伝送設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
11,770,000円
- 7 契約内容
東西線のI T V画像伝送設備の定期点検及び故障時対応等の保守管理
- 8 随意契約の理由
I T V画像伝送設備（以下、「本設備」という。）は、駅ホームの監視映像を、地上の送光器・送信機から車上の受光器・受信機へ伝送し、旅客乗降時及び列車発車時の安全確認を行うための設備である。
当該業務は、各機器と設備全体のシステム構成を十分に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術を必要とするため、本設備を製作し施工を行った株式会社日立製作所でなければ履行することができない。従って、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バスＩＣカードシステム社局サーバ運用保守
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区海老江１丁目１番３１号
アイテック阪急阪神株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,174,460円
- 7 契約内容
「バスＩＣカードシステム」の運用に必要なサーバの保守及びシステム障害発生時の対応
- 8 随意契約の理由
本業務を実施するためには、本システムのソフト開発メーカーでしか保有していない情報が必要であるが、その情報については、一般に公開されていない。
よって、本件は、本システムのソフト開発メーカーでしか履行できない業務であるため、競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が、当局が使用している社局サーバシステムの設計及び製造をした業者であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町 3 - 1 グランフロント大阪タワー B
日本ユニシス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
10,983,522円
- 7 契約内容
バス運行総合システム事務処理系機器などの賃借及び保守を行う。
- 8 随意契約の理由
当局のバス運行総合システム事務処理系システム及びライセンスプログラム類（以下、「システム等」という。）は上記業者が開発を行ったものであり、上記業者以外に既存のシステム等へ入出力できる機器の構築を行える者はいない。また、システム等は上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有し、その内容は第三者に公開されていないため、上記業者以外の者が保守サービスを行うことができない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
人事給与システム運用保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町 3 - 1 グランフロント大阪タワー B
日本ユニシス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
10,956,000円
- 7 契約内容
人事給与システムの運用保守に関する業務
- 8 随意契約の理由
人事給与システムの構築業務の入札に際し、システムの運用保守業務については、その性質上、設計及び開発を行った受託者が請け負うものと仕様書に記載しており、本業務に関する費用や業務内容も評価対象とした総合評価競争入札を実施、受託したのが上記業者であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ドライブレコーダー保守点検業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市豊津町12-14
クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
9,235,600円
- 7 契約内容
ドライブレコーダーの保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由
保守点検を依頼するドライブレコーダーは、平成24年度、25年度に導入した上記業者が納入したものであり、納入した業者でなければ保守点検及び故障発生時の修理を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該製品を国内で販売しているのがクラリオン(株)だけであり、同社の100%出資子会社である上記業者のみが当該製品を取り扱っており、他社では、当該製品の構造、プログラム等の詳細を知らず、保守点検及び故障発生時の修理対応が不可能であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス I C カードバスサーバ保守業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満 2 丁目 6 番 5 号 I ・ S 南森町ビル 4 階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
8,665,800円
- 7 契約内容
「バス I C カードシステム」の運用に必要なサーバの保守及びシステム障害発生時の対応
- 8 随意契約の理由
本業務を実施するためには、本システムのソフト開発メーカーでしか保有していない情報が必要であるが、その情報については、一般に公開されていない。
よって、本件は、本システムのソフト開発メーカーでしか履行できない業務であるため、競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が、「バス I C カードシステム」バスサーバのソフト開発メーカーであるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区中堂寺南町1 3 4 番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
6,712,200円
- 7 契約内容
インターネット型バスロケーションシステムの維持管理
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のモニター上に表示するバス接近情報等のソフトウェアは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市交通局財務会計システム及び契約管理システム保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,499,515円
- 7 契約内容
京都市交通局財務会計システム及び契約管理システムにおける保守業務
- 8 随意契約の理由
本件の業務の対象になる「財務会計システム」及び「契約管理システム」は、日本電気株式会社製のパッケージソフトをカスタマイズして、同社が開発したものである。このため、システムのプログラム等は一般に公開されておらず、保守管理に関して必要な専門知識・技術等は同社しか有していないため、同社以外では保守管理を行うことはできない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
料金センター精算システム保守業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
5,986,200円
- 7 契約内容
自動車及び高速鉄道運賃の精算を行うための料金精算システムの保守業務
- 8 随意契約の理由
料金精算システムは、紙幣・硬貨を精算する機器の特異性から厳正に保守・点検を行う必要がある。そのためには、ハードウェア及びソフトウェアのシステム全体を理解し、完全な保守業務を行うための技術、体制、経験及び実績を有している必要がある。また、システム内容は第三者に開示されておらず、システムの開発、設計、製作を行った上記業者が保守業務を行うことが不可欠であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
クレジット決済支援サービス委託
- 2 契約担当課
営業推進室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
7,920,000円
- 7 契約内容
割賦販売法の改正による「クレジットカード情報の非保持化」対応として、カード決済方法を
当局のサーバー経由から決裁代行事業者のサーバー経由へと変更したことによる、サービス利用
の委託をするもの。
- 8 随意契約の理由
令和元年度に上記業者のサーバー経由に切り替えているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
市バス車両清掃業務及び市バス・地下鉄広告物等脱着業務
- 2 契約担当課
営業推進室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町1-2
一般社団法人京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
102,509,049円
- 7 契約内容
市バスの車両清掃及び市バス・地下鉄の広告取付・取り外し業務
- 8 随意契約の理由
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
企画提案方式により、平成29年度から5年間の継続を限度として単年毎の契約を締結することを可能としており、4年度目の契約として継続するもの。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
観光情報誌「おふたいむ」製作業務
- 2 契約担当課
営業推進室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区壬生松原町3番地の12
株式会社ひでみ企画
- 6 契約金額（税込み）
7,194,000円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄の利用促進を図るため、観光情報誌「おふたいむ」の製作を委託するもの。
- 8 随意契約の理由
上記業者は平成27年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は平成27年度に実施したプロポーザルにおいて、評価基準（ビジュアル、企画、配送体制等）に沿って審査し、選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
Kotochika（コトチカ）の運営管理等に係るアドバイザー業務委託
- 2 契約担当課
営業推進室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都台東区東上野六丁目9番3号
株式会社メトロプロパティーズ
- 6 契約金額（税込み）
11,000,000円
- 7 契約内容
Kotochikaの運営管理等に係るアドバイザー業務
- 8 随意契約の理由
アドバイザー業務については、当局の駅ナカビジネスの根幹に係わる業務であり、今後の事業展開に当たり、収益向上を図るためには、専門的見地から事業を進めていく必要があるが、当局においては、こうしたノウハウを持ち合わせておらず、専門業者に委託することにより収益向上を図ることができる。
上記業者はコトチカ四条の提案募集において事業者選定委員会の意見を踏まえて契約締結した業者の開発コンセプト（デザイン、店舗配置）部門を担当した業者であり、現在のコトチカ運営に密接に関わっている。
今後、コトチカ四条で確立されたコンセプトを四条駅以外の駅での駅ナカビジネスに反映させていくためにも切り離すことはできないため、上記業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市バス “おもてなしコンシェルジュ” 業務
- 2 契約担当課
自動車部運輸課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町 1 2
一般社団法人京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
45, 000, 000円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄等の交通案内，沿線の観光情報等の案内，市バス・地下鉄の P R 活動等
- 8 随意契約の理由
上記業者は令和元年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は令和元年度に実施したプロポーザルにおいて，評価基準（業務実施計画，おもてなし向上の方策，案内活動に対する企画提案，見積金額）に沿って審査し，選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託
- 2 契約担当課
自動車部運輸課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町1-2
一般社団法人京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
19,668,000円
- 7 契約内容
京都駅前バス乗り場におけるお客様への乗り場・路線等の案内，お客様の整理・整列等
- 8 随意契約の理由
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにおいて，評価基準（お客様サービス，運営体制，組織の安定性等）に沿って審査し，選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（錦林京都）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨明星町1番地の1
京都バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
841,876,200円
- 7 契約内容
錦林出張所の17, 102, 203, 循環2号系統に係る運転業務, 運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス錦林出張所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において, 委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ, 平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において, 「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（梅津ジェイアール）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市此花区北港1丁目3番23号
西日本ジェイアールバス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,474,962,500円
- 7 契約内容
梅津営業所の8, 10, 11, 26, 59, 75, 80, 86号系統に係る運転業務及び運行管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス梅津営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（洛西近鉄）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市小阪1丁目7番1号
近鉄バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,503,696,700円
- 7 契約内容
洛西営業所の28, 29, 33, 42, 70, 73, 78, 91, 西1, 西2, 西3, 西4, 西5, 西6, 西8号系統に係る運転業務, 運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス洛西営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において, 委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ, 平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において, 「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路阪急）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府豊中市庄内西町五丁目1番24号
阪急バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,528,171,700円
- 7 契約内容
横大路営業所の13, 18, 19, 20, 22, 43, 58, 69, 81,
105, 南1, 南2, 南3, 南5号系統に係る運転業務, 運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において, 委託期間を
5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ, 平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会に
おいて, 「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路エムケイ）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条東島町6-3-1
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
305,406,200円
- 7 契約内容
横大路営業所の16, 84, 南8号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市高速鉄道駅職員業務委託（東西線）
- 2 契約担当課
高速鉄道部運輸課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地
日本通運株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
2,086,114,078円
- 7 契約内容
高速鉄道東西線9駅（石田，小野，柳辻，東野，蹴上，東山，京都市役所前，二条城前，西大路御池）における駅職員業務委託
- 8 随意契約の理由
駅職員の業務に従事する者は、運賃制度及び特殊な駅務機器の操作に精通していなければならない。また、事故等の異常時には旅客の安全の確保に努めるなど、鉄道事業における運行上の安全に関連する業務を行わなければならない。このように駅職員の業務は、鉄道事業ならではの特殊性をもった業務であることから、鉄道事業に関する業務に携わった経験をもち、駅職員の育成、管理を充分に行う能力を持つ事業者には業務を委託する必要があるため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
事業者の選定に当たり応募事業者の受託能力の有無について審査を行う必要があることから、一般競争入札の方法を採らず、選定委員会を開催して業者を選定する方式を採用し、令和元年5月28日開催の「第1回京都市高速鉄道事業受託事業者選定委員会」にて公募要項及び事業者の選定基準を定め、公募を行った。結果、2者から応募があり、令和元年8月9日開催の「第2回京都市高速鉄道事業受託事業者選定委員会」において、応募事業者から提出された書類を基に、申請者の状況、業務の実施計画及び経済性について審査していただいた結果、日本通運株式会社が適当であると判断されたことから、同社を令和2年4月からの受託事業者に決定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名
I Cカード社局サーバシステム運用保守業務委託

2 契約担当課
高速鉄道部電気課

3 契約締結日
令和2年4月1日

4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番31号
アイテック阪急阪神株式会社

6 契約金額（税込み）
15,180,000円

7 契約内容
ICカード共同社局サーバの保守管理

8 随意契約の理由
ICカードシステムにおいて、当局はICカード共同社局サーバを利用している。このICカード共同社局サーバはスルッとKANSAIに承認される必要があるが、承認を受けている事業者はアイテック阪急阪神株式会社のみである。既設の機器、システムに支障をきたすことなく社局サーバを運用していく為には、対象機器の設計及び製作を行なった上記業者でなければならない。

9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
大型ノンステップバス（売却契約）
- 2 契約担当課
自動車部技術課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー34階
株式会社リアライズコーポレーション
- 6 契約金額（税込み）
44,287,645円
- 7 契約内容
当局が購入したバス車両をいったん事業者に売却し、当該車両を事業者からリースにより借り受ける「セールアンドリースバック方式」における売却契約
- 8 随意契約の理由
当局では、市バス車両を約18年使用しているが、この期間と比較して、購入に必要な資金を調達するために発行している企業債の償還期間が5年間と短く、毎年の費用負担が大きくなっている。そのため、平成31年3月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」において経営上の課題として掲げ、解決のための手法としてリースの活用を検討することとし、民間事業者の皆様の知恵を借りるべく、「市バス車両のリースによる調達に係る提案」を、企画提案方式により公募するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和元年10月に公募した結果、3者の事業者から応募があり、導入経費が低廉で、かつ当局の目的である費用負担の平準化も図れる提案を行った1者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
大型ノンステップバス（リース契約）
- 2 契約担当課
自動車部技術課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和12年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー34階
株式会社リアライズコーポレーション
- 6 契約金額（税込み）
24,552,000円
- 7 契約内容
当局が購入したバス車両をいったん事業者に売却し、当該車両を事業者からリースにより借り受ける「セールアンドリースバック方式」におけるリース契約
- 8 随意契約の理由
当局では、市バス車両を約18年使用しているが、この期間と比較して、購入に必要な資金を調達するために発行している企業債の償還期間が5年間と短く、毎年の費用負担が大きくなっている。そのため、平成31年3月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」において経営上の課題として掲げ、解決のための手法としてリースの活用を検討することとし、民間事業者の皆様の知恵を借りるべく、「市バス車両のリースによる調達に係る提案」を、企画提案方式により公募するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和元年10月に公募した結果、3者の事業者から応募があり、導入経費が低廉で、かつ当局の目的である費用負担の平準化も図れる提案を行った1者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線五条駅昇降機設備部分更新工事（エスカレーター）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月8日
- 4 履行期間
令和2年4月9日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60
日本オーチス・エレベータ
株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
319,990,000円
- 7 契約内容
五条駅に設置している昇降機設備（エスカレーター）の部分更新工事
- 8 随意契約の理由
本工事は、烏丸線五条駅に設置しているエスカレーターの老朽化に伴い、更新を実施するものである。ただし、既存の設備で損耗の激しい部材は更新するが、エスカレーターの一部は更新後も使用が可能なため、流用して更新する。この既存設備の部材を流用した更新工事であるため、既存設備を製作・設置したメーカーである日本オーチス・エレベータ株式会社以外には、本工事を実施することができないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両台車枠修繕業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月10日
- 4 履行期間
令和2年4月11日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
10,230,000円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両の台車枠の修繕
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両の台車は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では、本部品の詳細が十分に把握できず、業務を履行できない。そのため、台車枠修繕業務を確実に実施し、安全運行を確保するため、日本製鉄株式会社と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
契約管理システム機器更新等業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年4月21日
- 4 履行期間
令和2年4月22日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,380,000円
- 7 契約内容
契約管理システムの機器更新（仮想サーバへの移行）のほか，京都市電子入札システムの機器更新に伴う契約管理システム側の対応を行う。
- 8 随意契約の理由
契約管理システムは，連接する財務会計システムと同様に，日本電気(株)が開発したものであり，機器更新に伴うソフトウェア改修や設定変更等に関して必要な専門知識・技術等は同社のみが有している。
そのため，本件の実施に当たって，財務会計システムや京都市電子入札システムとの責任区分等を正確に把握し，既存の機能を損なうことなく機器更新や設定変更等を行うとともに，正常な動作を担保できる事業者は同社以外にないことから，随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線北山駅ほか電気室変圧器修繕業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年6月4日
- 4 履行期間
令和2年6月5日から令和3年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町 6 8 0
日新電機株式会社 京都営業部
- 6 契約金額（税込み）
8,987,000円
- 7 契約内容
北山駅ほか電気室に設置している変圧器の修繕
- 8 随意契約の理由
修繕箇所は変圧器 1 次側デルタ結線箇所にて電気絶縁バーを交換する高度な専門技術が必要であり、また営業中に実施するため迅速で適正な品質管理を必要とする。また、修繕を行う変圧器盤は、駅構内照明設備及び自動出改札設備等へ電力を供給しており、停電時は駅業務に著しい支障が発生する。
このため、本対応を行うには、現行変圧器盤の設置状況及び機能等を十分把握していることが必要不可欠であり、本対応の施行が可能なものは、現行変圧器盤を製作したメーカーである上記業者に限られる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線レール削正工事
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年6月18日
- 4 履行期間
令和2年6月19日から令和2年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町4番13号
近鉄軌道エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,450,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線において16頭式レール削正車を使用して、レール踏面の波状磨耗及びシェリングを削正する工事
- 8 随意契約の理由
上記業者は、近鉄京都線のレール削正を請負い、16頭式レール削正車を所有しているため、近鉄京都線と相互乗り入れをしている烏丸線へ、レール削正車を容易に搬入することができる。このため、陸送でレール削正車を運搬するよりも、工程及び経済的に有利に施工することが可能となる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市高速鉄道レール及び溶接部探傷検査業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年7月9日
- 4 履行期間
令和2年7月10日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町4番13号
近鉄軌道エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,300,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線においてレール探傷車を使用して、レール内部や溶接部の傷を探查する業務
- 8 随意契約の理由
本業務において使用するレール探傷車は、烏丸線及び東西線の軌間及び建築限界の基準に合致したものでなければならない。また、検査内容も当局の基準に従ったものでなければならない。レール内部傷や底部欠損等を精度良く発見できる探触子が搭載されていなければならない。
この特殊な車両（松山重車輛工業㈱、東京計器レールテクノ㈱、近畿日本鉄道㈱、近鉄軌道エンジニアリング㈱共同開発）を所有し、検査業務を行うことができるのは、上記業者のみである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線可動式ホーム柵予備品購入
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年7月9日
- 4 履行期間
令和2年7月10日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
7,535,000円
- 7 契約内容
烏丸線3駅（烏丸御池，四条，京都）に設置している可動式ホーム柵の交換部品を購入する。
- 8 随意契約の理由
可動式ホーム柵設備は，地下鉄車両の停車及び発車に合わせ，可動式ホーム柵の開閉動作を安全に行う駆動装置や制御装置等から構成されており，乗客の安全を確保し，列車の定時運行を行うための極めて重要な設備である。そのため，故障等が発生した際には速やかに修理を完了させなければならないことから，交換用部品を予備品として調達しておく必要がある。同設備に係る有効な保守を受けるためには，設備に支障をきたさないよう，可動式ホーム柵を製造した三菱電機（株）において工場検査を受け，規格・仕様に合致していることを確認した部品でなければ使用することができない。
したがって，三菱電機（株）から，同社製の可動式ホーム柵の保守と部品供給を行う事業者として指定された三菱電機ビルテクノサービス（株）以外には，予備品の供給に対応可能な事業者がない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両用車輪（第 10 編成）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年7月13日
- 4 履行期間
令和2年7月14日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
24,734,160円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両の車輪の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両の車輪は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では 50 系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
市バス定期券面変更対応改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年7月17日
- 4 履行期間
令和2年7月18日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8-1
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
7,205,000円
- 7 契約内容
係員定期券発行機等のソフトウェア改修・試験調整と現地展開
- 8 随意契約の理由
上記業者は、システムのソフトウェア設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存システム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線 10 系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座改造業務（第 19 編成）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和 2 年 8 月 18 日
- 4 履行期間
令和 2 年 8 月 19 日から令和 2 年 12 月 25 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
5,035,756 円
- 7 契約内容
烏丸線 10 系車両の台車装置ブレーキ下ばりつり受座の改造
- 8 随意契約の理由
烏丸線 10 系車両の台車装置は、日本製鉄株式会社が 10 系車両用に特別に設計、製作したものであり、日本製鉄株式会社でなければ、その詳細が分からず、本業務を履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局の電車車両の台車装置、連結装置及び関連車両品の販売、修理及び改造に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
十条駅他中央監視盤
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年8月20日
- 4 履行期間
令和2年8月21日から令和3年2月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大東市諸福8丁目1番21号
ハピネスデンキ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
37,620,000円
- 7 契約内容
烏丸線地下駅舎における空気調和・衛生設備の自動発停制御・状態監視，消火設備の状態監視及び排煙設備の連動制御・状態監視を行う中央監視盤の更新を行うもの。
- 8 随意契約の理由
本中央監視盤は，烏丸線地下駅舎における空気調和・衛生設備の自動発停制御・状態監視，消火設備の状態監視及び排煙設備の連動制御・状態監視を行う中央監視制御装置である。既設中央監視盤を更新する際は，中央監視盤との密接な関係がある各設備機能の停止時間を最小限に抑え，地下鉄営業に支障させてはならない。各既存設備と完全に整合させ，かつ，限られた時間内での更新作業において，迅速で最適な品質を保てるのは，既設装置を制作したメーカー以外に納入することができない。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道東西線油圧作業台付作業車車輪ほか修繕
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年8月20日
- 4 履行期間
令和2年8月21日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区本町橋6番22号
草野産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,088,000円
- 7 契約内容
東西線油圧作業台付作業車の車輪ほか修繕
- 8 随意契約の理由
保守車両は、軌道内を走行し、ずい道内の電車線、信号通信設備等を点検及び検査業務に適応するように製作された特殊車両である。よって、修繕するにあたり高度な専門知識と技術が必要であり、同車両を製作した製造メーカーである松山重車輛工業株式会社以外に修繕することができない。
草野産業株式会社は、製造メーカーが指定する唯一の代理店であるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸営業所及び錦林出張所立体駐車装置修繕作業
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年8月21日
- 4 履行期間
令和2年8月22日から令和3年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区三条通高倉東入榎屋町59番地1
I H I 運搬機械株式会社 京都サービスセンター
- 6 契約金額（税込み）
6,270,000円
- 7 契約内容
保全周期が経過し、経年劣化が見られる箇所の修繕を実施するもの。
- 8 随意契約の理由
上記駐車装置は、キタオオジタウンのコンペ条件により落札業者である北大路都市開発株式会社（現イオンリテール株式会社）から譲渡されたものと、「錦林支所（出張所化）整備工事」の際に、工事落札業者から上記業者が受注したものであり、いずれも上記業者が製作設置したものである。その装置の特殊性から他事業者では部品の調達等が困難であり、対応可能であるのが上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ツインオートリフト部分更新
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年8月25日
- 4 履行期間
令和2年8月26日から令和3年2月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院平町拾番地
株式会社大黒商会
- 6 契約金額（税込み）
7,738,500円
- 7 契約内容
既存の外部の筒を再使用し，内部の部品の交換を行う予防整備
- 8 随意契約の理由
交換にあたっては，部品供給及び分解作業が装置製造元から許可を受けている業者に限られており，京都市内では一者に限られているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
今回，部分更新を行うツインオートリフトはアルティア製であり，代理店は京都市内において上記業者に限られているため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線 10 系車両及び東西線 50 系車両抗ウイルス・抗菌加工業務
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年8月26日
- 4 履行期間
令和2年8月27日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院平町 25 ライフプラザ西大路四条
株式会社龍村美術織物 関西店
- 6 契約金額（税込み）
21,587,500円
- 7 契約内容
烏丸線 10 系車両及び東西線 50 系車両の抗ウイルス・抗菌加工
- 8 随意契約の理由
本件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、秋の旅客ピーク時まで完了させることが望ましく、一日でも早く行う必要があることから、令和2年3月3日付け総務省通知の「緊急の調達が求められる場合」に該当すると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方自治法第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和2年8月18日に当局が指定する期間で履行可能な業者5者から見積りを徴取した結果、最も安い見積書を提出した業者と2番目に安い見積書を提出した業者については、契約に向けての協議において当局の仕様書に合致しないことが判明したことから、契約交渉を辞退されたため、3番目に安い見積書を提出した上記業者と契約する。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線列車無線設備更新工事その4
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年8月31日
- 4 履行期間
令和2年9月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目5番10号
八幡電気産業株式会社
大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
97,152,000円
- 7 契約内容
列車無線設備の更新工事
- 8 随意契約の理由
列車無線設備とは指令所係員と列車乗務員とが連絡をとりあうための唯一の保安通信設備であり、本工事は、烏丸線の列車無線設備の一部区間の更新を行うものである。
今回更新する竹田車両基地の列車無線制御装置，列車無線基地局装置及び操作卓は，既設現場機器と密接不可分の関係にあり，既設現場機器との整合性を保つためには，同一の業者が製作した設備で疎通を図る必要がある。万が一，整合性が保てずに通話ができなくなる状態になると，正常な列車運行ができず，列車遅延や運休など地下鉄を利用するお客様への甚大な支障が生じる。
従って，本工事を行うには，既設の現場機器を製作・施工及び当局の列車無線設備の保守管理を行い，設備全体を十分に把握している上記業者に限られる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム（実績収集系）新規構築業務委託（その５）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年9月2日
- 4 履行期間
令和2年9月3日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区城見一丁目４番２４号
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
270,490,000円
- 7 契約内容
バス運行総合システム（実績収集系）の機能拡張に係るシステム改修
- 8 随意契約の理由
本業務を実施するにあたっては、既存システムと共通の機器（車載通信機、ネットワーク関連機器等）を使用するため、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても、熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築した上記業者以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、上記業者は、本システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、上記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム（実績収集系）新規構築業務委託（その6）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年9月2日
- 4 履行期間
令和2年9月3日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区城見一丁目4番24号
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
263,890,000円
- 7 契約内容
バス運行総合システム（実績収集系）に係る車載通信機の設置業務
- 8 随意契約の理由
本業務を実施するにあたっては、既存システムと共通の機器（車載通信機、ネットワーク関連機器等）を使用するため、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても、熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築した上記業者以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、上記業者は、本システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、上記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム〔事務処理系〕改修作業
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年9月9日
- 4 履行期間
令和2年9月10日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町 3－1 グランフロント大阪タワー B
日本ユニシス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
85,616,300円
- 7 契約内容
バス運行総合システム（事務処理系）の機能拡張に係るシステム改修
- 8 随意契約の理由
本業務を実施するに当たっては、既存システムの改修を行うものであり、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築した上記業者以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生じるおそれがある。また、上記業者は、本システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、上記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両用車輪（第 1 編成）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年9月10日
- 4 履行期間
令和2年9月11日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
24,583,680円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両の車輪の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両の車輪は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では 50 系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線十条駅昇降機設備部分更新工事（エスカレーター）
- 2 契約担当課
企画総務部財務課
- 3 契約締結日
令和2年9月16日
- 4 履行期間
令和2年9月17日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
50,050,000円
- 7 契約内容
十条駅に設置している昇降機設備（エスカレーター）の部分更新工事
- 8 随意契約の理由
本工事は、烏丸線十条駅に設置しているエスカレーターの老朽化に伴い、更新を実施するものである。ただし、既存の設備で損耗の激しい部材は更新するが、エスカレーターの一部は更新後も使用が可能なため、流用して更新する。この既存設備の部材を流用した更新工事であるため、既存設備を製作・設置したメーカーである株式会社日立ビルシステム以外には、本工事を実施することができないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他